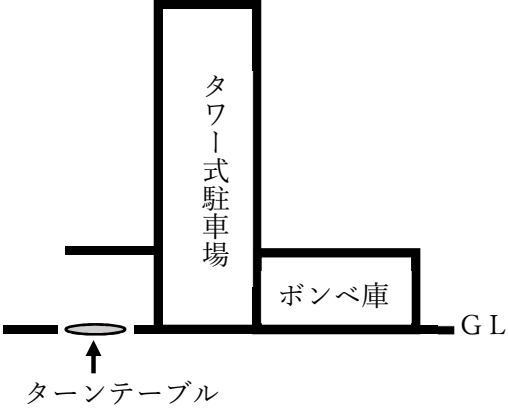


No.	質疑	回答
1	予防事務審査検査基準第 9、1、(2)、ア、(ア)から(エ)までに除外する建築設備等が示されているが、地下ピット等の水中に設置されている排水ポンプの取扱いはいかがか。	当該規定に示す除外する建築設備等として取扱って差し支えない。
2	防火対象物の複数層が外気に面している場合において、「外部の気流が流通する場所」はどのように判断すべきか。	別添えのとおり判断されたい。
3	タワー式の機械式駐車場及び付随する施設（ボンベ庫等）で構成される防火対象物（同一敷地内の主たる用途に従属的に使用される防火対象物を含む。）が新築される場合において、床面積の算定方法が建基政令の規定に準じて算定する方法に変更されたことにより、政令第 11 条第 1 項各号による屋内消火栓設備について設置義務が生じる場合、当該設備を設置しなければならないか。 また、政令第 21 条第 1 項各号による自動火災報知設備及び政令第 23 条第 1 項各号による消防機関へ通報する火災報知設備についてそれぞれ設置義務が生じる場合、当該設備を設置しなければならないか。 なお、タワー式の機械式駐車場の駐車のに供する部分には、自動的に火災を感知し、消火剤を放出する水噴霧消火設備等が設置されている。 (例)・階層：1／0 ・用途：15 項（同一敷地内の主たる用途に従属的に使用される防火対象物） ・無窓階 ・延べ面積：1060 m² (駐車台数 70 台×15 m²、ボンベ庫等 10 m²) ・政令第 11 条第 1 項第 3 号該当 ・政令第 21 条第 1 項第 6 号該当	前段、後段ともお見込みのとおり。 ただし、以下の(1)から(3)までの条件を満たす場合は、政令第 32 条を適用し、政令に基づく屋内消火栓設備（政令第 11 条第 1 項第 5 に該当する場合を除く。）、自動火災報知設備（政令第 21 条第 1 項第 8 号に該当する場合を除く。）及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を免除して差し支えない。 (1) タワー式の機械式駐車場及び付随する施設（ボンベ庫等）のみで構成される防火対象物であること。他の防火対象物と接続する場合は、消防用設備等の設置単位に係る別棟基準※に適合していること。 (2) 付随する施設（ボンベ庫等）は施錠等により管理されていること。 (3) 駐車のに供される部分には、水噴霧消火設備等が技術上の基準の例により設置されていること。 ※別棟基準一審査検査基準Ⅰ、第 2 章、第 1 節、第 4、2 及び 3 並びに 5(2)

3		
4	タワー式の機械式駐車場及び付随するボンベ庫等で構成される 13 項イの防火対象物において、駐車の用に供される部分以外の部分に、条例第 40 条第 1 項第 1 欄による水噴霧消火設備等について設置義務が生じる場合、当該設備を設置しなければならないか。	お見込みのとおり。 なお、上記 3 の条件を満たす防火対象物の場合、条例第 47 条により付随するボンベ庫等の水噴霧消火設備等の設置を免除して差し支えない。
5	上記 3 及び 4 の特例を適用するにあたり、条例第 64 条に基づく、基準の特例等適用申請書を申請させる必要があるか。	基準の特例等適用申請書の適用申請等は不要である。 なお、特例を適用した旨を防火対象物使用開始届出書（条規則第 3 号様式の 2）の経過欄及び調査書（東京消防庁火災予防規程別記様式第 7 号）の特記事項又は着工届（規則別記様式第 1 号の 7）の経過欄及び調査書（東京消防庁火災予防規程別記様式第 7 号）の特記事項に記載し、経過を明らかにすること。 また、総合予防情報システムの経過表等に当該特例を適用した旨を入力するよう配意されたい。
6	上記 3 及び 4 の特例を適用するにあたり、同一敷地内に特例を適用する防火対象物以外の防火対象物がある場合、特例を適用する防火対象物で政令第 13 条に規定する水噴霧消火設備等が作動した場合に作動した旨の信号を移報する必要があるか。	同一敷地内の特例を適用する防火対象物以外の防火対象物の防災センター等に当該水噴霧消火設備等が作動した旨の信号を努めて移報するよう指導されたい。

別添え

同一空間において複数層が外気に面している場合の判断手順

- 1 階ごとに原則の考え方（図1）を参考に検討する。
- 2 開口部又は開口部とみなせる部分ごとに判断した奥行き（図2参照）を比較する。
- 3 2で最も屋外側となる奥行きまでの部分を当該階の外部の気流が流通する場所として取扱う。
- 4 判断例を図3～図12に示す。

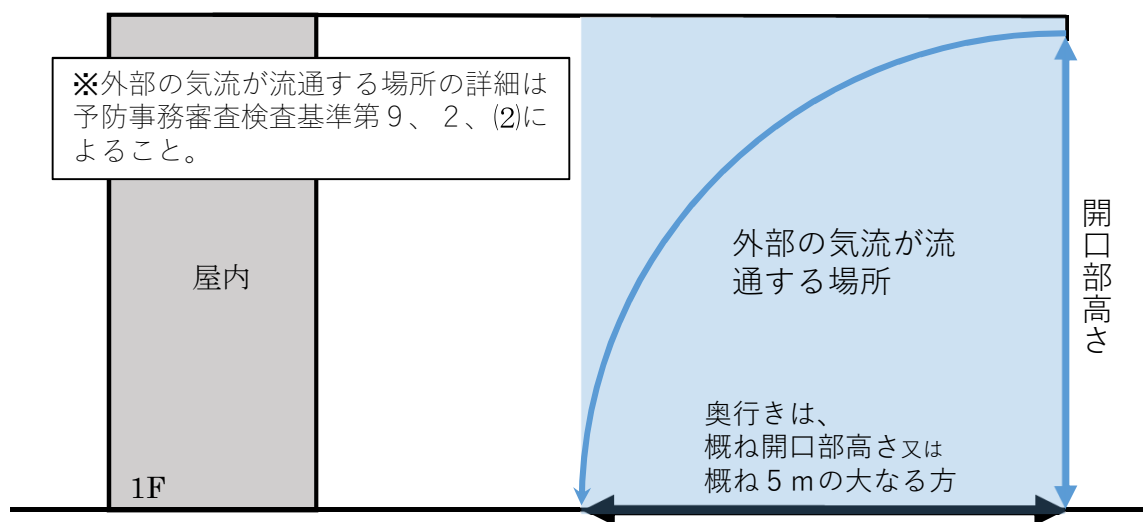


図1 外部の気流が流通する場所の原則の考え方

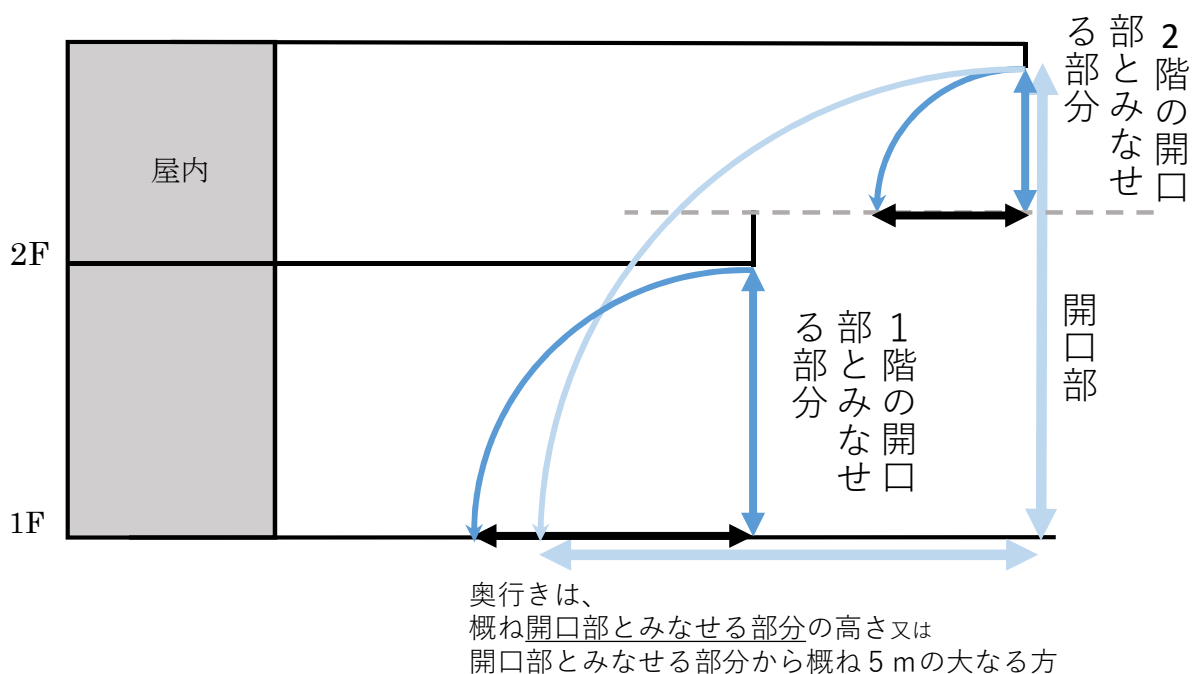


図2 開口部とみなせる部分と当該部分から判断した奥行き

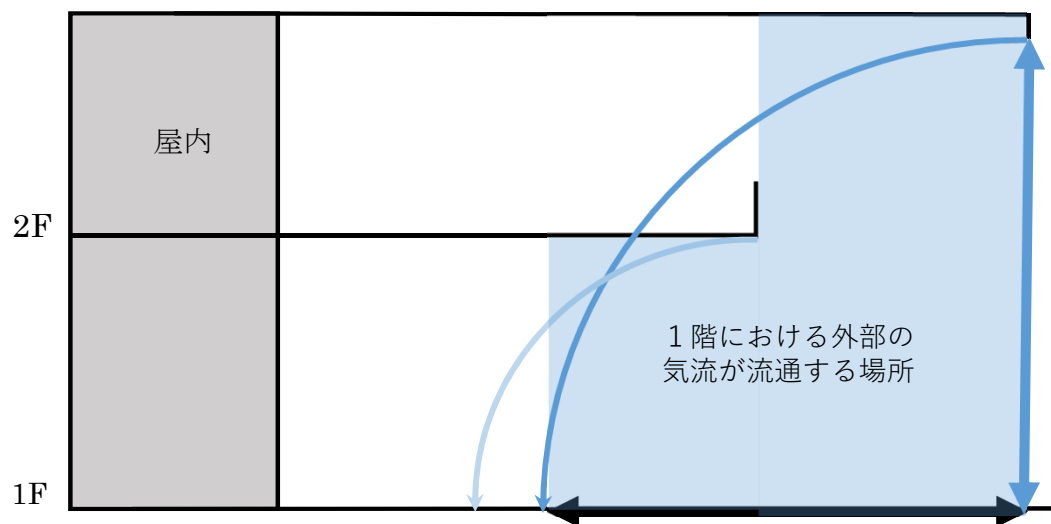


図3 【case1】 1階における外部の気流が流通する場所

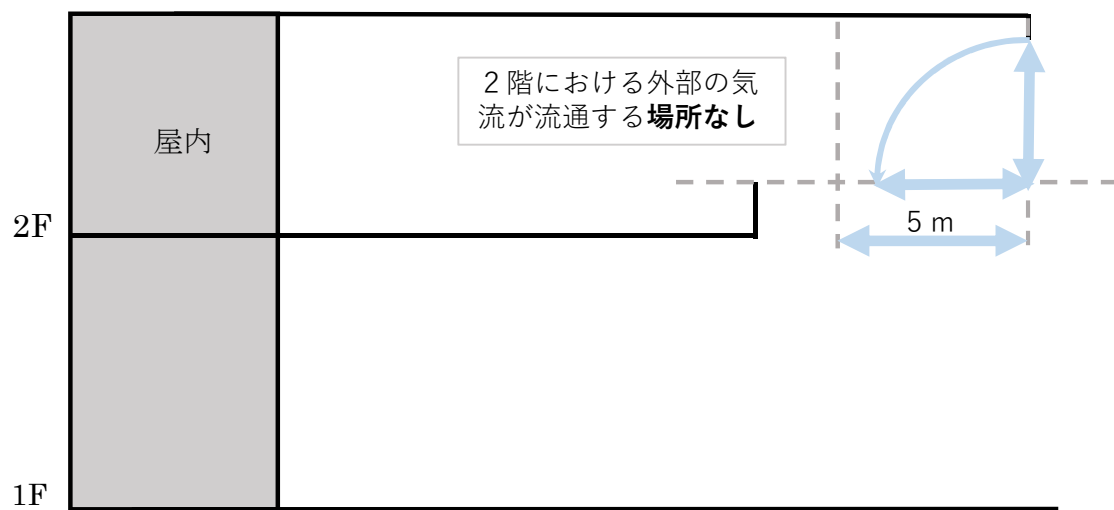


図4 【case1】 2階における外部の気流が流通する場所

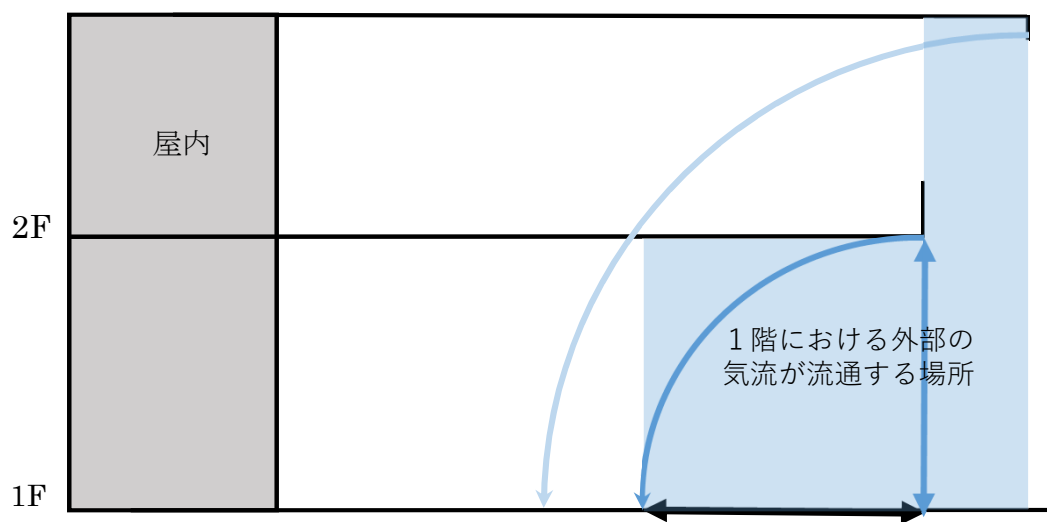


図5 【case2】 1階における外部の気流が流通する場所

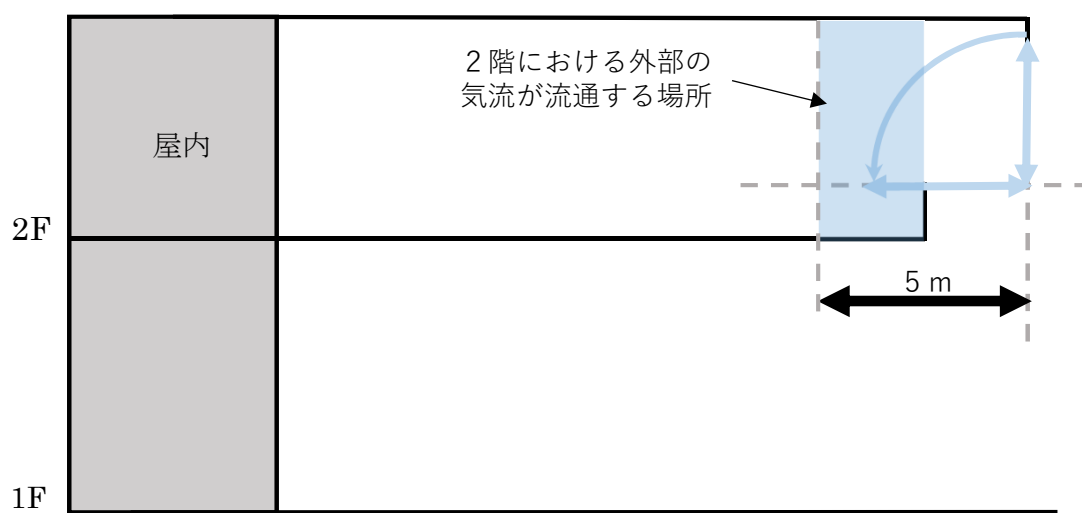


図6 【case2】 2階における外部の気流が流通する場所

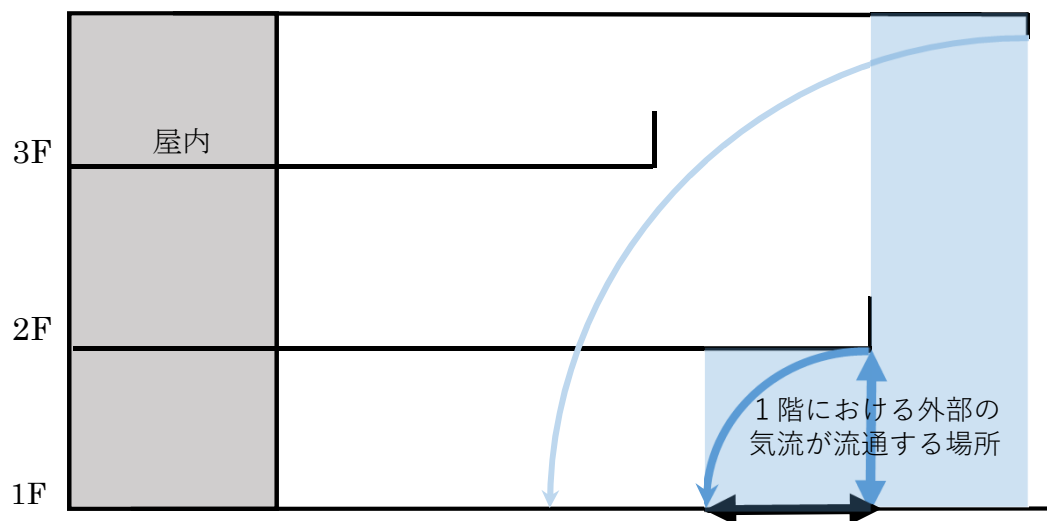


図 7 【case3】 1階における外部の気流が流通する場所

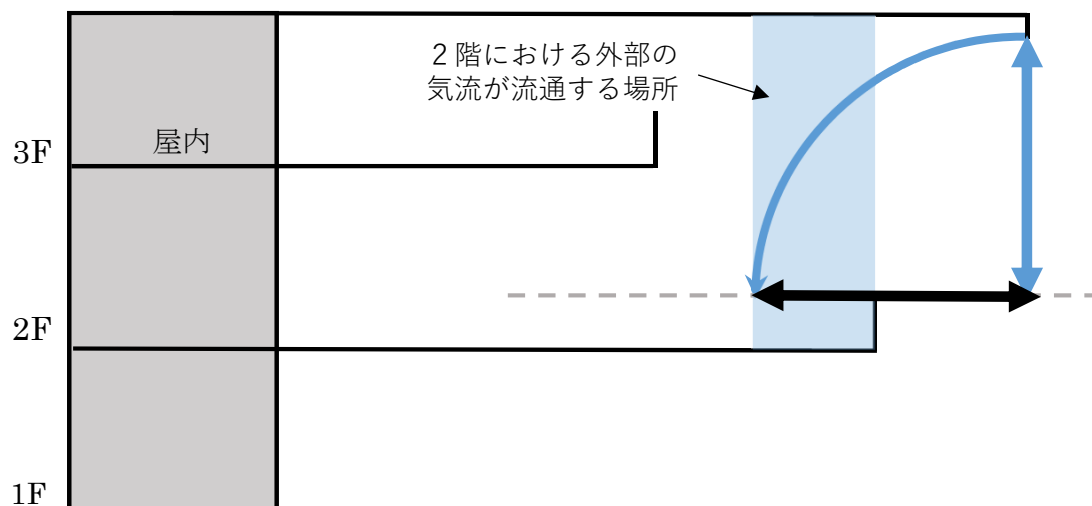


図 8 【case3】 2階における外部の気流が流通する場所

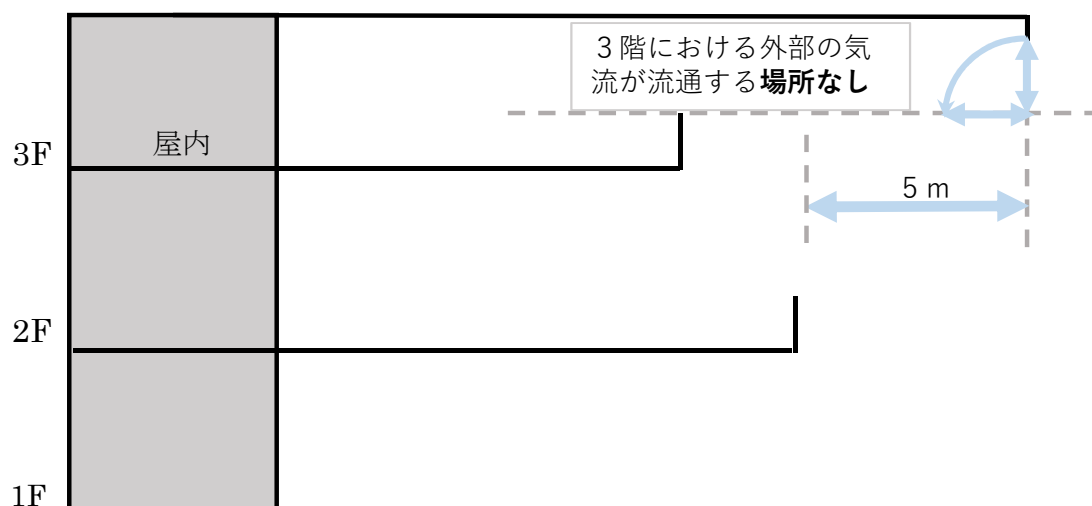


図 9 【case3】 3階における外部の気流が流通する場所

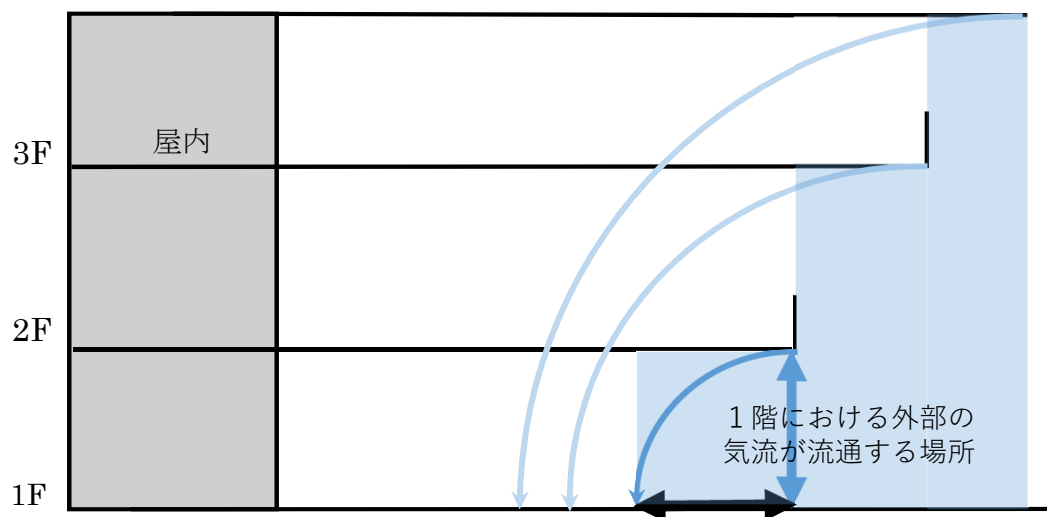


図10 【case4】 1階における外部の気流が流通する場所

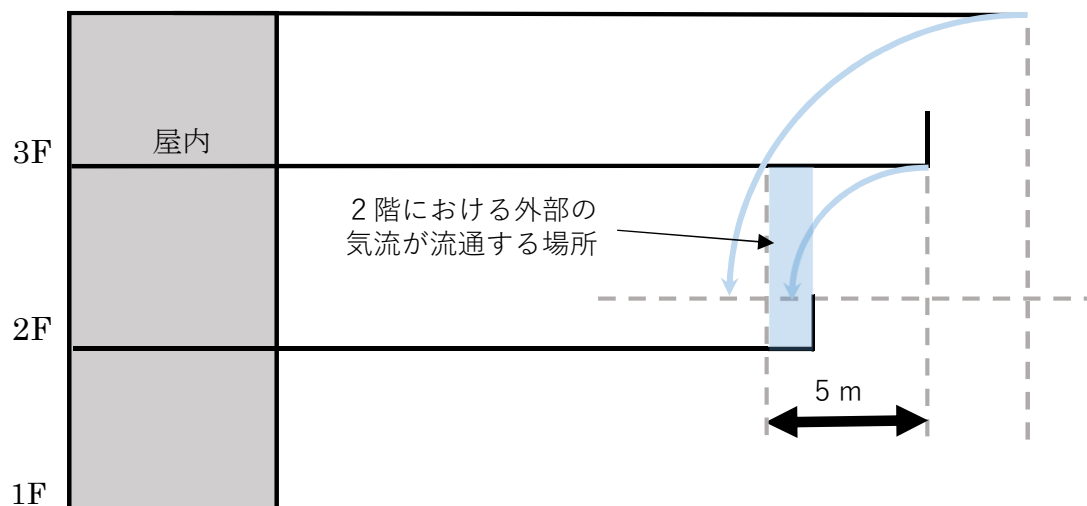


図11 【case4】 2階における外部の気流が流通する場所

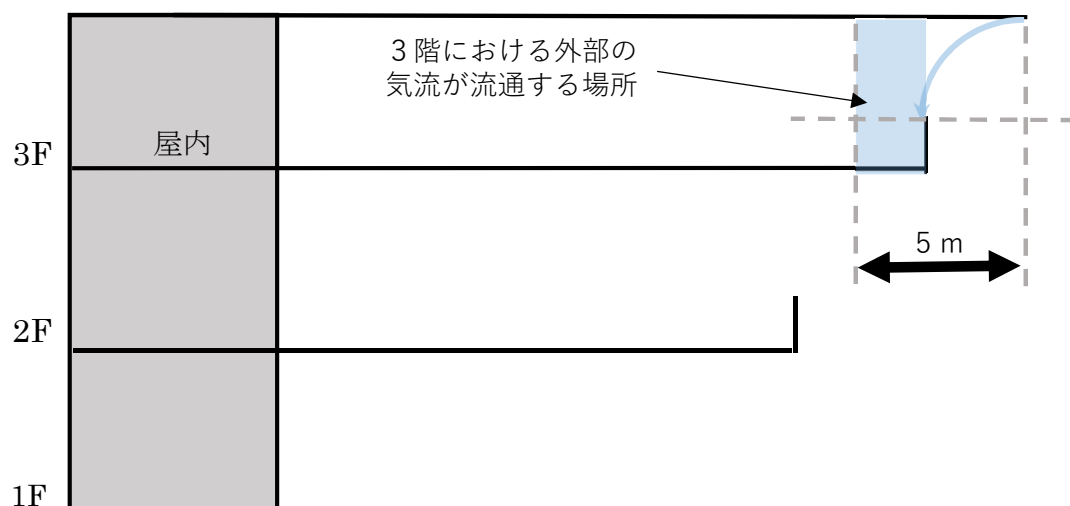


図12 【case4】 3階における外部の気流が流通する場所

No.	質疑	回答
1	規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ニ及び同項第 2 号ニ並びに同第 13 条第 1 項第 1 号ニ及び同項第 1 号の 2 ニ及び同条第 2 項第 1 号ハ等に規定する開口部において、廊下と階段とを区画する部分以外の部分に防火シャッターを用いることができない理由として、消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和 48 年 6 月 6 日付消防予第 87 号)により、「シャッターは、遮煙性能が十分でないことを考慮したため」と示されているところであるが、平成 12 年に施行された建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成 12 年 4 月政令第 211 号)等により、遮煙性能を有する防火シャッターが広く認められることとなったことから、遮煙性能を有する防火シャッターについては、政令第 32 条を適用し、規則第 12 条の 2 第 1 項並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく区画を有するものとみなして取り扱ってよいか。	お見込みのとおり。 なお、予防事務審査検査基準第 2 章第 1 節第 8、4 から 6 までに当該内容を追加及び改定する予定です。
2	昇降機の乗場戸に用いる防火戸(建築基準法施行令第 112 条第 19 項第 2 号に適合するものに限る。)は、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ニ並びに同第 13 条第 1 項第 1 号ニ及び同項第 1 号の 2 ニ及び同条第 2 項第 1 号ハ等に規定する随時開くことができる防火戸とせずとも、避難上及び消防活動上、昇降機の昇降路を活用することはなく、随時開くことができる必要性はないことから、政令第 32 条を適用し、規則第 12 条の 2 第 1 項並びに第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく区画を有するものとみなして取り扱ってよいか。	お見込みのとおり。 なお、予防事務審査検査基準第 2 章第 1 節第 8、4 から 6 までに当該内容を追加及び改定する予定です。

3	条例第3条で定める特定不燃材料には、長時間の火気使用に対して出火しない性能等が必要とされるが、不燃材料を定める件（平成12年5月30日建設省告示第1400号）で定める不燃材料からガラスと瓦を除いたものは、条例第3条で定める特定不燃材料と扱うことで支障ないか。	お見込みのとおり。
4	道路運送車両法の規制を受ける焼き芋車、ペット火葬車、キッチンカー等の車両に積載して使用される火気設備等については、条例の火気設備等の規制を受けないと扱うことで支障ないか。	お見込みのとおり。